移管契約第13条に関する評価基準の枠組み

条項	13条1項			13条2項	13条4項	13条5項	13条6項	13条7項	13条8項	13条9項	13条10項	備考
条項表現	乙は、・・・本件業務を運営する	・・・日本の・・・発展に寄与することと目的とし、かつ、全世界の・・・発展にも資するように、・・・		乙は、・・・「JPドメイン名諮問委員会」を設置する	乙は、・・・紛争処理方針を採用し、・・・手順を実施する	乙は、・・・JPドメイン名・・・財産権を主張しない	乙は、ICANN・・・契約に基づくポリシーを遵守・・・	乙は、・・・受任者たる地位を、第三者に譲渡してはならない	乙は、・・・技術資格・・・保証し、・・・無くして、・・・委託することはできない	乙は、・・・委託する場合、財産権とならないことを明記・・・	乙は、・・・エスクロー・・・契約し、・・・預託を行う	
評価観点	（安定性・継続性）	（寄与）＜必須＞	（寄与）＜参考＞	（公平性・中立性）	（安定性）	（安定性・継続性）	（安定性・継続性）	（安定性・継続性）	（安定性・継続性）	（安定性・継続性）	（継続性）	・4項はﾄﾞﾒｲﾝ名の安定性 ・5項～9項は契約遵守関
評価項目	データベースの停止時間	DNSに関する情報提供	情報発信	設置事実	JP-DRPの採用事実	財産権主張の不存在	契約記載のポリシーの遵守	地位譲渡事実の不存在	ICANNへ通知していない委託業務の不存在	契約上財産権について明記していない委託業務の不存在	エスクローエージェントとの契約事実	
	JP DNSの停止時間	ICANN Meetingへの参加（ポリシー策定への参加）	技術開発	開催事実	JP-DRPの実施事実						預託実施の事実	
	Whoisの停止時間		運用支援（ex. M-Root）									
評価基準（違反しているか否かを「0/1」で判定可能な基準）	運用実績において所定の停止時間を越えていないこと	JPRSが知り得た情報で重要と判断したものをきちんと発信していること	評価基準にはならない（「0/1」判定できない）	設置事実がJPRSの公式文書上で確認できること	登録規則上でJP-DRPの採用が記述されていること	財産権主張の存在が確認されないこと	ポリシー項目それぞれが遵守されていることが確認できること	地位譲渡事実の存在が確認されないこと	ICANNへ通知していない委託業務の存在が確認されないこと	契約上財産権について明記していない委託業務の存在が確認されないこと	JPNICと政府が承認したエスクローエージェントとの契約が締結されていること	5項・7項・8項・9項等では、「存在」の立証責任は JPNICにある
	運用実績において所定の停止時間を越えていないこと	ICANN Meetingへ毎回参加していること	評価基準にはならない（「0/1」判定できない）	開催実績が確認できること	案件ごとに紛争処理手続きが実施されていること						契約に基づいて預託が行われていること	
	運用実績において所定の停止時間を越えていないこと		評価基準にはならない（「0/1」判定できない）									